

とは見ずなん有しなぞ、いみじうめでけうと聞え給事どもはて、よにいたりてかへらせ給、御おくり物ども、御心の及ばせ給かぎりせさせ給へり、かんたちめの祿殿上人のかづけ物など、よにたぐひなきまでせさせ給へり、家司どもさまくによるこびえたり、○又見百練抄、扶桑略記、續世繼、〔帝王編年記後十八〕治暦三年十月十五日、行幸平等院通別業、河上儲樂屋立錦幄清遊之興、古今是絶歟、

〔百練抄後冷泉〕治暦三年十月五○五上日、行幸平等院、仙駕一日逗留、依宸遊也、七日、還幸、被寄封戸三百戸、有勸賞、

〔續世繼一〕がれの御法、治暦三年十月十五日には、宇治の平等院にみゆきありて、おほきおと藤原頼通、二三年かれにのみおはしましえかば、わざとのみゆき侍りて、みたてまつらせ給。とぞうけ給はりし、うちばしのはるかなるに、舟よりかく人まゐりむかひて、宇治川にうかべてこぎのぼり侍けるほど、からくにもかくやとぞみえけると人はかたり侍しみだうの有さま、川のうへにしきのかりやつくりて、池のうへにもからふねにふえのねさまく、えらべて、御前ものなどは、こがね白がね色々の玉どもをなんつらぬきかざられたりける、十六日にかへらせ給べきに、あめにといまらせ給て、十七日にふみなとつくらせたまふ、そのたびのみかどの御製とてうけ給はり侍しは、

忽看鳥瑟三影、暫駐鸞輿一日蹤、

とかやつくらせたまへるとほのかにおぼえ侍る、をりにあひておぼしよらせ給ひけんほど、いとめでたき事とまりたる人申ける、そのたびぞ准三后の宣旨は、宇治殿かうふらせ給けるときこえさせ給ひし、

〔百練抄五〕承暦四年四月廿三日、行幸關白○藤原堀河第、廿八日、還御西洞院内裏、先有舞樂、皇